



鳥取県公報

平成 21 年 2 月 27 日 (金)
第 8070 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (103) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (104) (〃) 2
	鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金 (105) (〃) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (106) (くらしの安心推進課) 4
	土地区画整理事業の事業計画の変更 (107) (景観まちづくり課) 5
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (108) (〃) 5
	争議行為を行う旨の予告 (109) (労働政策チーム) 6
	種畜証明書の交付 (110) (畜産課) 6
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (111) (東部総合事務所県民局) 8
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (112) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	障害者自立支援法による指定相談支援事業者の事業所の変更の届出 (113) (〃) 8
◇ 公 告	放置車両の確認等に関する事務の委託 (警察本部交通指導課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (防災チーム) 9

告 示

鳥取県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
小林歯科医院	岩美郡岩美町大字大谷2424-2	平成21年1月28日

鳥取県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社 大東工業	境港市財ノ木 町1060-3	ファミリー・ケア	境港市財ノ木 町1060-3	介護予防訪問介護	平成20年5月1日

鳥取県告示第105号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア ホール利用料

金 額		
午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。（(2)の表において同じ。）
- 2 時間外（午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後12時までをいう。）に利用する場合は、1

時間当たりの午後の利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって時間外利用料とする。

3 延長時間（正午から午後1時までをいう。）に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）は、1時間当たりの午前利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって延長利用料とする。

4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

イ 研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、それぞれ1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

(2) 冷房・暖房利用料

区 分				利 用 料		
				単 位	金 額	
		福祉活動を目 的とした利用 の場合	左欄以外の利 用の場合			
冷 房	ホール	全室利用	冷房・暖房	午 前	970円	1,460円
				午 後	1,950円	2,930円
				全 日	3,010円	4,510円
	中研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	510円	770円

・ 暖 房 利 用 料		7分の5室利用	冷房・暖房	1時間につき	360円	550円
		7分の4室利用	冷房・暖房	1時間につき	290円	440円
		7分の3室利用	冷房・暖房	1時間につき	220円	330円
		7分の2室利用	冷房・暖房	1時間につき	140円	220円
	第1小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円
		2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
	第2小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円
		2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
	学習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	90円	130円
	第1講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円
	第2講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円
	ベッド・トイレ実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	270円	410円
	浴室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	130円	190円
	調理実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	390円	590円
和室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	120円	180円	
多目的工作室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	250円	370円	

(3) 設備利用料

区 分		利 用 料	
室 名	設 備 名	単 位	金 額
ホール	ワイヤレスマイク(ボーカル)	本	400円
	ワイヤレスマイク(ピンマイク)	本	400円
	ビデオプロジェクター	台	400円
	書画カメラ	台	400円
	スポットライト	一式	400円
	CDプレーヤー	台	400円
	ダブルカセットデッキ	台	400円
	ビデオデッキ	台	400円
	コンセント	口	200円
多目的工作室	陶芸用設備(本焼き)	一式	400円
	陶芸用設備(素焼き)	一式	340円
フリースペース	コピー機(白黒)	枚	10円
	コピー機(カラー)	枚	50円

備考

- 1 ホールの項の金額は1回当たりの利用料の額を示し、利用回数は午前又は午後の区分ごとに1回とみなすものとする。
- 2 多目的工作室の項の金額は、利用者1人当たりの額を示すものとする。

2 承認年月日

平成21年2月20日

鳥取県告示第106号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定によ

り、次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間
平成21年4月1日（水）から平成22年3月31日（水）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第107号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 4 事業施行期間
変更前 昭和45年7月7日から平成21年3月31日まで
変更後 昭和45年7月7日から平成23年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和45年7月2日
- 7 事業計画の変更年月日
平成21年2月27日

鳥取県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画下水道 天神川流域下水道
- 2 都市計画を変更する内容
排水区域の表示

鳥取県告示第109号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事件
 - (1) 賃金引上げ、成果主義賃金導入の撤回、賃金体系改悪反対等に関する件
 - (2) 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員並びに欠員の補充及び必要人員の確保、3人以上・月6日以内（当面8日以内）夜勤協定の締結及び改善等に関する件
 - (3) 介護・医療療養病床の削減計画撤回等に関する件
 - (4) 患者の安全確保等に関する件
 - (5) 昼間4対1以上・夜間10対1以上とする看護師配置基準の新設等に関する件
 - (6) 公的医療機関の統廃合、移譲及び民営化の反対に関する件
 - (7) 単組・支部独自要求に関する件

2 日時

平成21年3月26日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第110号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平20 鳥取県1 第71号	安平久	黒毛和 種	平成19年 6月26日	鳥取県 西伯郡 大山町	安福久	いぶのかが やき	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総 合研究所畜産 試験場
平20 鳥取県1 第72号	高桜	〃	平成19年 9月18日	鳥取県 鳥取市	福桜	たないとに しまつ	〃	〃
平20 鳥取県1 第73号	野上茂	〃	平成19年 10月18日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	百合茂	いずほ3	〃	〃
平20 鳥取県1 第74号	千河1939	〃	平成19年 8月7日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	糸松波	はせかわ	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
平20 鳥取県1 第75号	一薦1955	〃	平成19年 8月31日	〃	安茂勝	ためいん	〃	〃
平20 鳥取県1 第76号	菊楽1962	〃	平成19年 9月8日	〃	美津照	ほこにじ442	〃	〃
平20 鳥取県1 第77号	緑腕1967	〃	平成19年 9月12日	〃	第6栄	かみひら1 の1	〃	〃
平20 鳥取県1 第78号	福温1968	〃	平成19年 9月13日	〃	福栄	みつてるふ く	〃	〃
平20 鳥取県1 第79号	緑腕1971	〃	平成19年 9月19日	〃	第6栄	かみひら1 の1	〃	〃
平20 鳥取県1 第80号	宅麻1973	〃	平成19年 9月27日	〃	北湖2	よしきく	〃	〃
平20 鳥取県1 第81号	緑葦1977	〃	平成19年 10月2日	〃	第6栄	なみたか 1324	〃	〃
平20 鳥取県1 第82号	宅仲1978	〃	平成19年 10月3日	〃	北湖2	みつやすひ ら	〃	〃

鳥取県告示第111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年4月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年2月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人遠足計画
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
石原達也
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町西一丁目638
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、すべての子どもたちが幸せなこども時代をすごせる社会を実現するために、地域に暮らす人たちが自然に交流し、たすけあい、創造的な行動を起こせる、あたらしいコミュニティづくりを目指します。また、その実現のために、人と人が出会える場所づくりと、情報の共有・伝達・コーディネートに関する事業を展開し、人と人、コミュニティとコミュニティ、そして、人と社会のつながりづくりに寄与します。

鳥取県告示第112号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	いんくるガーデン	西伯郡伯耆町福岡2227	就労継続支援	平成20年12月1日
〃	〃	いんくる広場	西伯郡伯耆町福岡2100-1	共同生活介護	〃
〃	〃	ヘルパーステーションいんくる	〃	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	〃

鳥取県告示第113号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 河原正彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	障がい者支援センターいんくる	西伯郡伯耆町福岡2100-1	平成20年12月1日

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

鳥取警察署長 永田一也

- 1 放置車両確認機関の名称
富士総合警備保障株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
鳥取市秋里405-1
- 3 確認事務を行う区域
鳥取警察署の管轄区域
- 4 確認事務を行う期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び予定数量
平成21年度鳥取県防災行政無線保守業務 一式
(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理(衛星通信系)	10回
ウ 故障修理(地上幹線系)	20回
エ 故障修理(衛星端末電源系)	10回
オ 故障修理(地上端末・移動・電源系)	10回
カ 故障修理(軽故障)	40回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、電子入札書を入力し、又は入札書に記載する金額は、(1)のアからカに掲げるそれぞれの業務1件当たりの単価（以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、電子入札書を入力され、又は入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価にそれぞれの業務回数を乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年2月27日（金）から同年4月15日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成21年2月27日（金）から同年4月15日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他設備保守管理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年3月6日（金）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

(5) この公告に示した役務に関する連絡及び調整について速やかに対応できる者であること。

(6) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けた者であること。

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 委託業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7789

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成21年2月27日（金）から同年3月13日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年2月27日（金）から同年3月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年4月8日（水）午前11時から同月15日（水）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年4月15日（水）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成21年3月13日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者には、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額の

合計額（以下「業務見込額」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で業務見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した業務に係る平成 21 年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: 2009 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: Noon, 13, March, 2009

(3) Time-limit for submission of tenders: Noon, 15, April, 2009

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 14, April, 2009

(5) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271
Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan,

TEL 0857-26-7789